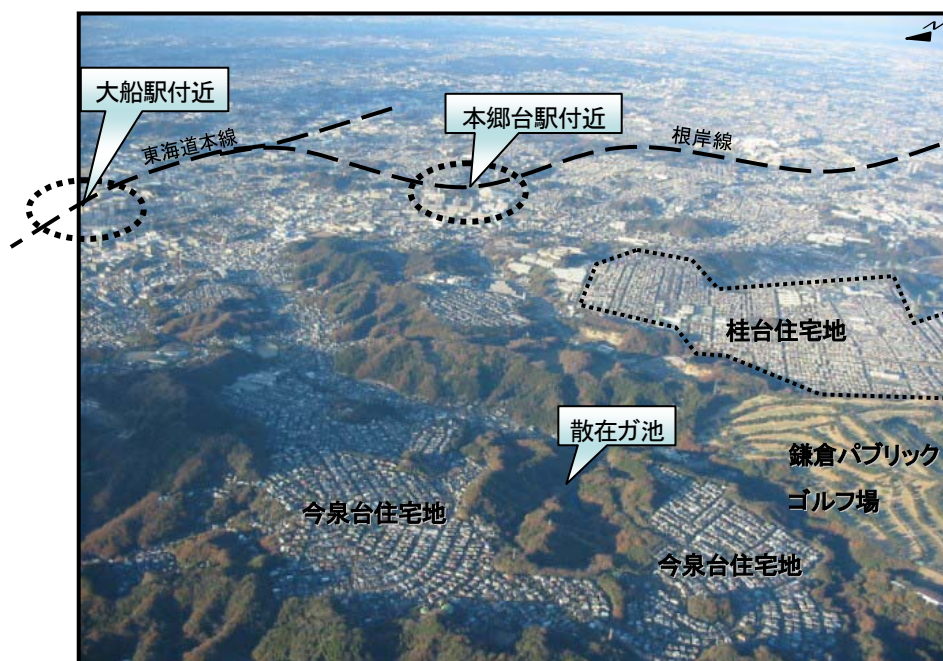


「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」の拡大指定の考え方について

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、三浦半島北部の横浜市及び鎌倉市の境界部に位置し、首都圏の緑地ネットワークを構成する多摩・三浦丘陵における大規模緑地である。

本保全区域においては、三浦半島へと伸びる丘陵の枢要な緑地が、まとまりのある連続的な自然環境を形成するとともに、鎌倉市の歴史的風土と一体となり周辺の居住地や観光地に対して広域的な自然景観を提供している。また、同保全区域は、首都圏住民が身近に自然とふれあう場を有し、地域における貴重種を含む多種の動植物が生息生育するなど、多様な機能を有する貴重な緑地となっている。

今回、拡大指定する「岩瀬・公田地区」及び「今泉台地区」は、丘陵部のコナラ・オニシバリ群落等の樹林、谷戸の水辺環境等がまとまりをもって維持され、既指定区域と同様に多種の動植物が生息生育する貴重な緑地である。しかし、都市的な土地利用の拡大が懸念され、また、隣接する既指定区域と地形や自然環境の面で連続性が高く一体的に保全する必要性が高まっていることから、同地区を拡大指定するものである。

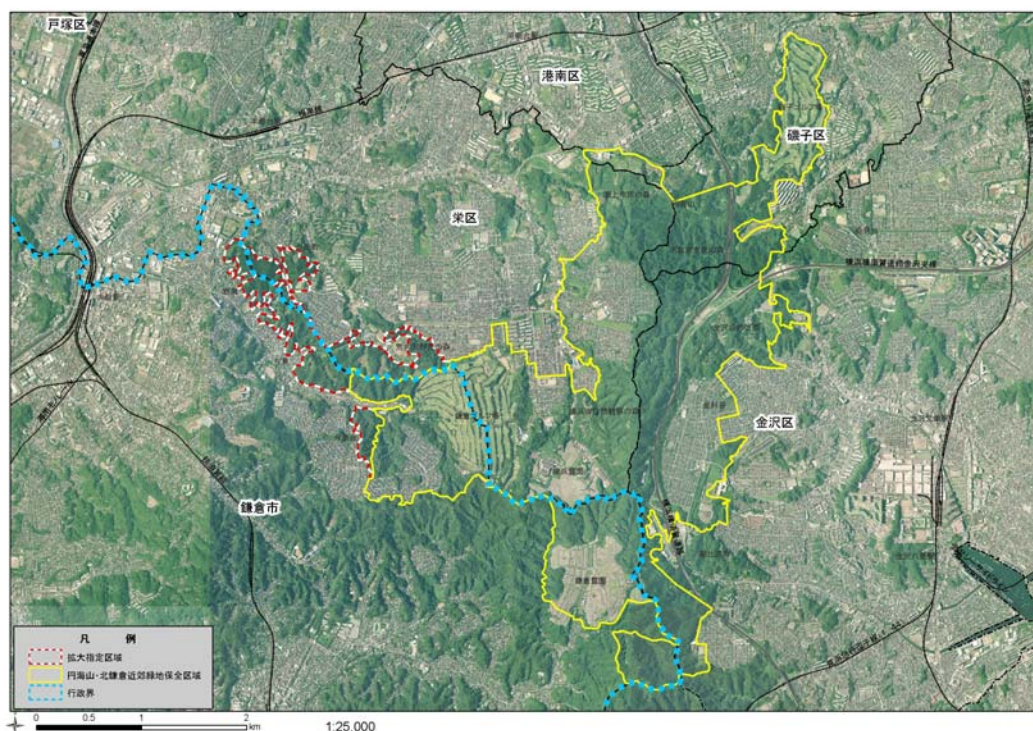


拡大指定地（案）を東南方向から望む

写真：神奈川県

■既指定区域（昭和44年3月28日指定（昭和52年9月21日変更） 面積：約998ha）

- 横浜市港南区港南台八丁目の一部、磯子区栗木三町、上中里町、氷取沢町の各一部、峰町、金沢区釜利谷町、釜利谷西三丁目、釜利谷西四丁目、釜利谷西五丁目、釜利谷西六丁目、釜利谷東五丁目、釜利谷南三丁目、朝比奈町、東朝比奈二丁目の各一部、栄区上郷町、長倉町、東上郷町、野七里一丁目、野七里二丁目の各一部、庄戸一丁目、庄戸二丁目、庄戸三丁目、庄戸四丁目、庄戸五丁目
- 鎌倉市今泉三丁目、今泉四丁目、今泉五丁目、今泉台五丁目、今泉台六丁目の各一部、今泉台七丁目、十二所の一部



拡大指定区域
 既指定区域
 市境

■ 拡大指定区域（面積：約 98ha）

【概要】

「岩瀬・公田地区」

所在地：鎌倉市岩瀬、今泉一丁目、三丁目の各一部、横浜市栄区公田町、上郷町の各一部

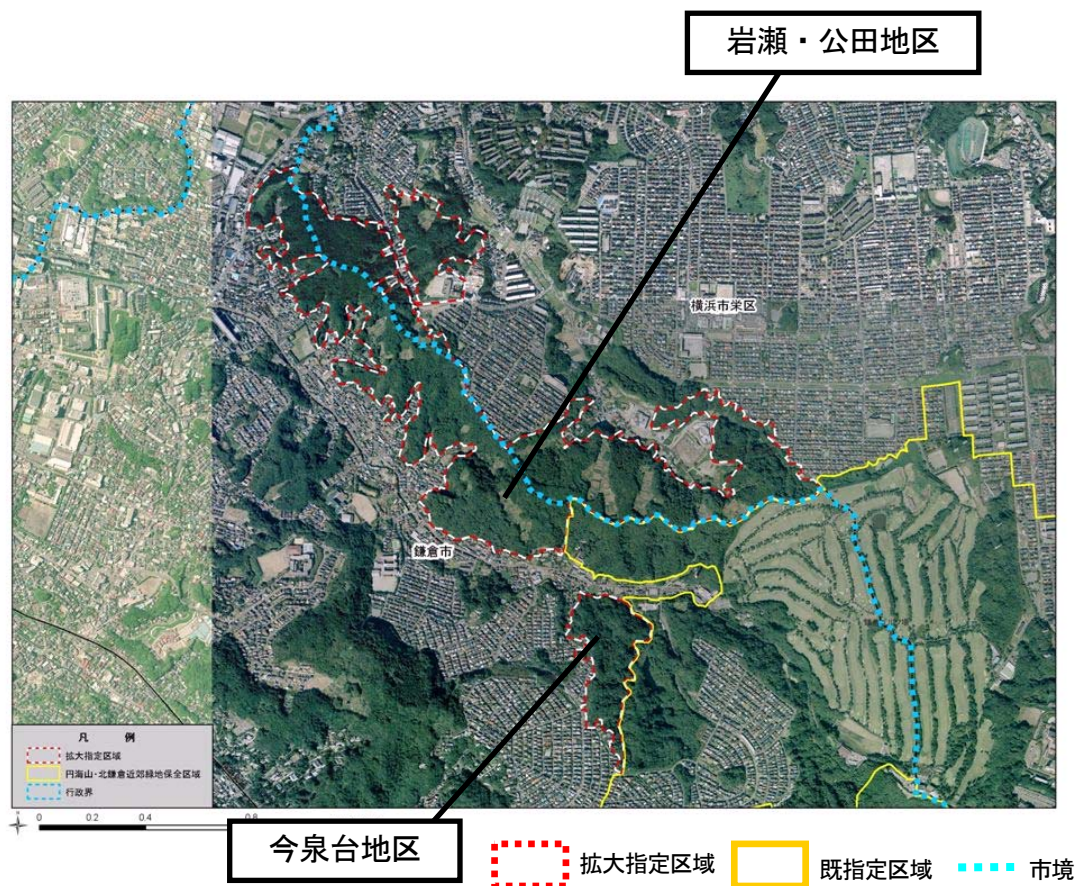
概要：鎌倉市岩瀬・横浜市公田中谷地区の丘陵部は、保全区域北西部にあって、円海山・大丸山周辺へと伸びる枢要な緑地が形成されている。また、鎌倉市の歴史的風土保存区域と一体となって、周辺の市街地に対して自然景観を提供している。

また、荒井沢地区は、栄区を東西に流れるいたち川のひとつの源流域であり、斜面樹林に囲まれた湿地、農地等で構成される谷戸の地形で構成されるゾーンである。また、荒井沢市民の森を中心に自然体験など活発な活動がなされている場である。

「今泉台地区」

所在地：鎌倉市今泉三丁目、今泉台二丁目、四丁目の各一部

概要：既指定区域である散在ガ池西側に位置する緑地であり、散在ガ池周辺の水辺と一体となり多種の動植物が生息生育する良好な自然環境を維持している。



1. 保全区域の指定基準について

当該地区を保全区域に拡大指定するにあたり、下記の指定の要件と照らし合わせて当該地域の緑地を評価するものとする。

保全区域は次の要件を満たすものとする。

法第2条（近郊緑地の状況）

- ①近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地等の土地が、単独若しくは一体として良好な自然の環境を形成し、かつ相当規模の広さを有しているもの …（A）

法第3条（近郊緑地保全区域として指定することができる近郊緑地）

- ②近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、その保全によって首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域 …（B）（C）（D）

A. 良好な自然環境の形成の状態

○区域の自然環境に関する特徴

当該地域は、既指定区域と一体となり、丘陵部のオニシバリ＝コナラ群落を主体とする二次林やスギ・ヒノキ植林、谷戸の湿地や源流域等の水辺の環境が、まとまりをもって維持されており、エビネ・シュンランなど地域における貴重種を含む、約 500 種におよぶ動植物種が生息生育する良好な自然環境が形成されている。



鎌倉市今泉の丘陵部



横浜市公田の丘陵部



荒井沢地区の谷戸の風景



鎌倉市散在ガ池周辺（今泉台）の様子

○多種の生き物

■主な確認種

「岩瀬・公田地区」

	鎌倉市岩瀬（鎌倉市自然環境調査報告書（平 15 年 3 月鎌倉市）による確認種）	横浜市公田（荒井沢地区）（荒井沢緑地里山計画基本構想策定調査（平 7 年 3 月横浜市栄区）による確認種）	神奈川県 レッドデータブック (2006) 絶滅危惧 準絶滅危惧 要注意種
ほ乳類	モグラ、タヌキ、ノウサギ、イタチ、クマネズミ、アカネズミ ほか		
鳥類	シジュウカラ、コゲラ、ヤマガラ、 トビ、キジ、アオゲラ、コゲラ、モズ、ツバメ、ウグイス、ヒヨドリ、エナガ、ヤマガラ、ホオジロ、アオジ、メジロ、マヒワ、シメ、スズメ、ノスリ、チョウゲンボウ、ジョウビタキ、 ゴイサギ、コサギ ほか		
両生類・ は虫類	トカゲ、カナヘビ、ヤマカガシ、アオダイショウ、シマヘビ、マムシ、ヒキガエル ほか		
昆虫類	オニヤンマ、 イトトンボ、ヒグラシ、カナブン、カブトムシ、ナナホシテントウ、ヤマトシジミ、モンシロチョウ、ムラサキシジミ、アカタテハ、クロアゲハ、ヒカゲチョウ、ヘイケボタル ほか		
魚類・甲 殻類	資料なし	モツゴ、ドジョウ、シマドジョウ、ホトケドジョウ、サワガニ、アゴトゲヨコエビ、カワニナ、ヒメモノアラガイ ほか	

* 資料の統一を図るため、動物種の名称は、一部まとめて表記している。



ホトケドジョウ（環境省レッドデータブック※1 絶滅危惧ⅠB類）



ヘイケボタル（神奈川県レッドデータブック※2 準絶滅危惧）



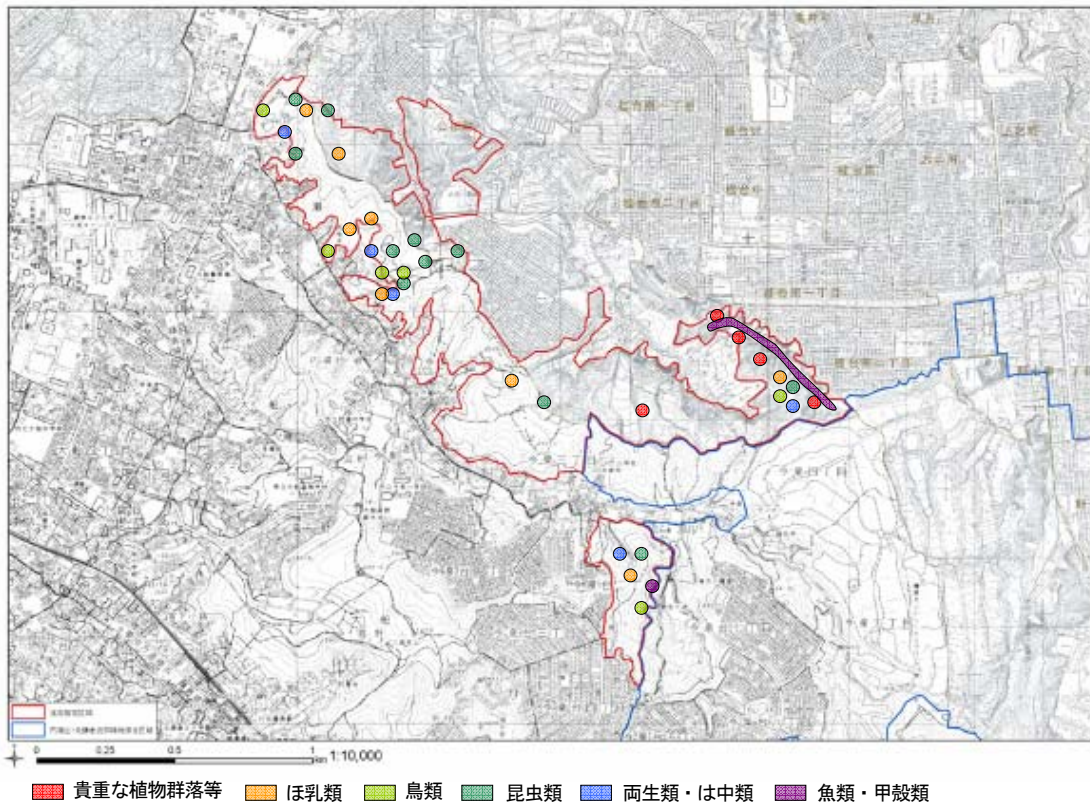
アオジ（神奈川県レッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類）



カワセミ

※1「日本の絶滅のおそれのある野生生物」（平成16年3月、環境省）

※2「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」



■資料：鎌倉市自然環境調査報告書（平15年3月 鎌倉市）、荒井沢緑地山再生計画基本構想策定調査 自然環境調査報告書（平7年3月 横浜市栄区）、神奈川県地域環境評価書（平2年 神奈川県）

〈地区に生息する生き物の例〉



ゴイサギ



コサギ



トビ



ヒキガエル

B. 住民の健全な心身の保持及び増進への寄与度

当該地域は、自然と身近にふれあうことができる場であり、周辺の市街地に対し良好な緑の自然景観を提供しているなど、首都圏住民の健全な心身の保持及び増進に大きく寄与している。

○自然ふれあい拠点としての機能

荒井沢市民の森や散在ガ池周辺などの市民の森・公園等が整備され、多くの首都圏住民が自然体験や環境学習の場として利用している。また、市民団体と連携した環境保全活動によって、良好な自然環境が維持されている。



市民団体による環境保全活動（荒井沢地区）



炭焼き体験活動の様子（荒井沢地区）



地元の小学生による農業体験（荒井沢地区）



自然観察会の様子（鎌倉市今泉台）

○良好な景観提供機能

丘陵部の緑地が、南側に広がる鎌倉市の歴史的風土と一体となり、周辺の鎌倉市・横浜市の両市街地に対して、自然景観を提供している。



鎌倉市岩瀬の丘陵部を北西側から望む（奥が指定区域）



横浜市公田側の丘陵部

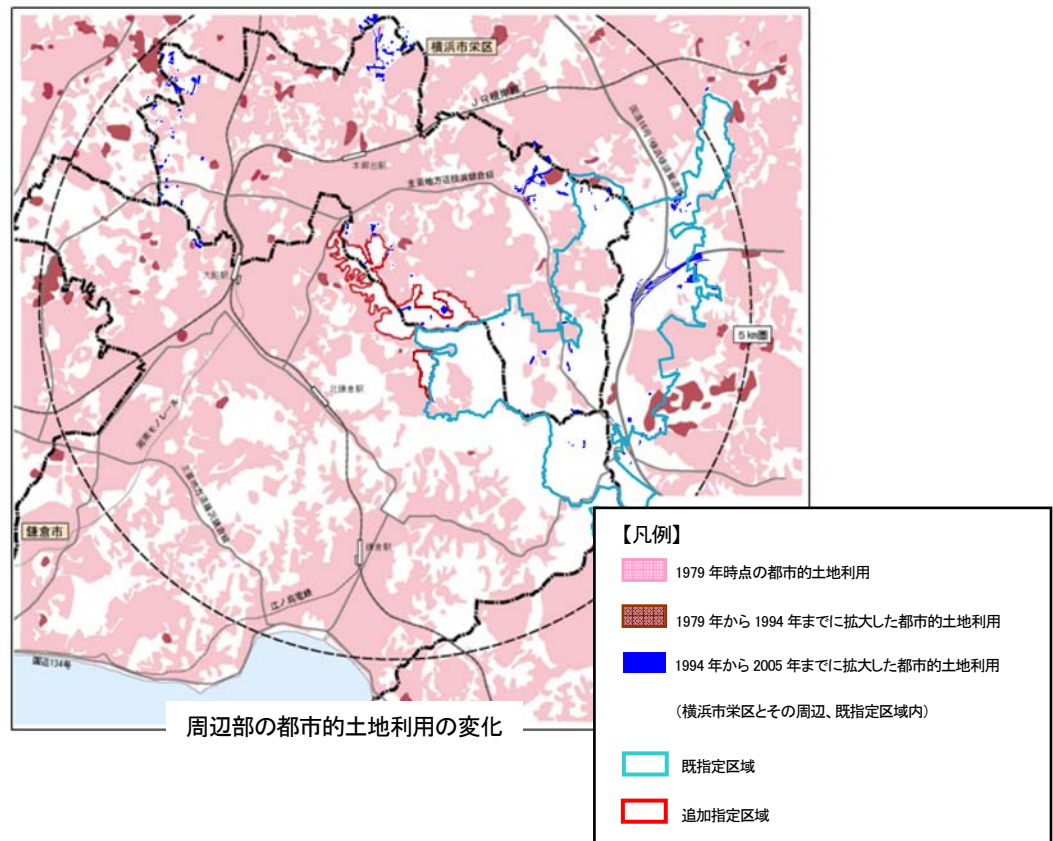
C. 公害若しくは災害の防止機能

当該区域は、市街地が隣接する丘陵であって、樹林を主体とするまとまりのある緑地として浸透能や貯留量などの水環境保全機能が高く、水源かん養、土砂災害や洪水の防止等防災面で寄与していると考えられる。

また、周囲を市街地に囲まれた状態で、良好な自然環境が面的まとまりを持って残されていることから、微気象調整機能、騒音緩和機能等の都市型公害の防止・緩和に寄与していると考えられる。

D. 市街化のおそれの度合い

当該区域は、横浜市・鎌倉市の市街化区域に囲まれて位置しており、周辺部において宅地開発等の都市的な土地利用が今後さらに拡大することが考えられ、当該地域に対する将来的な市街化のおそれも大きいといえる。



2. 保全区域の境域設定の考え方

保全区域の境界設定（拡大箇所）にあたっては、以下の事項を踏まえるとともに、保全区域における行為の規制、その他保全区域の維持、保全の適正が確保できるように、可能な限り、河川、道路、字界等、明確な地形地物により保全区域として明瞭に判断できる区域界を設定する。

- ・ 自然環境や地形の形成、自然景観の提供等の点から見て、今後も良好な状態で一体的に保全を図る必要性が高い範囲を区域に設定する。

